

第四次中津川市環境基本計画策定支援業務委託

プロポーザル実施要領

令和6年9月

中津川市環境水道部環境政策課

目次

1	目的・・・・・・・・・・	1
2	公募事項・・・・・・・・	1
3	参加資格・・・・・・・・	1
4	募集スケジュール・・	2
5	参加表明・・・・・・・・	2
6	企画提案・・・・・・・・	3
7	審査の実施・・・・・・・・	4
8	審査及び選定・・・・・	5
9	契約の締結・・・・・・・・	6
10	提出書類の取扱い・・・・・	6
11	無効事項等・・・・・・・・	7
12	その他留意事項・・・・・	7
13	担当連絡先（事務局）・・・・・	7

1 目的

平成 28 年（2016 年）度から令和 7 年（2025 年）度までの 10 年間で第三次中津川市環境基本計画を策定・実施し、将来の環境像として「自然共生・循環・低炭素型の魅力あふれるまち中津川」を掲げ、市民・事業者・市の各主体が協力・連携し各施策に取り組んでいます。その中で、令和 5 年に策定した中津川市地域脱炭素ロードマップを踏まえ、2050 年ゼロカーボンシティの実現を目指し、またリニア中央新幹線の開業に向けた社会動向など、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市の良好な環境の保全と創出の基本方針とするため、令和 8 年（2026 年）度からの次期第四次中津川市環境基本計画を策定します。

本業務の迫行にあたり、豊富な経験と高度な情報収集及び分析能力を有する事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

2 公募事項

- (1) 業務名 第四次中津川市環境基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第四次中津川市環境基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- (4) 提案限度額 11,256,300 円（消費税込）
うち令和 6 年度 4,537,500 円（消費税込）
令和 7 年度 6,718,800 円（消費税込）
※各年度の上限額を超えないように提案すること

3 参加資格

この要領に基づく公募型プロポーザル（以下「本公募」という。）に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 参加表明書の提出時点で、市の入札参加資格名簿への登録申請が完了しており、契約締結日までに登載されていること。
- (2) 工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 5 年 5 月 20 日中津川市決裁）に基づく指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があ

ると認められないこと。

- (6) 過去 10 年以内に、国、都道府県、市町村等が発注した同種業務（環境基本計画等、環境施策に関する計画策定及び改定支援業務）を元受けとして受託実績があること。なお、調査・分析業務のみの受託実績は含まない。

4 募集スケジュール

内容	日程
公募開始（実施要領等の公開）	令和 6 年 9 月 24 日（火）から
参加に関する質問書の提出期限	令和 6 年 9 月 25 日（水）から 令和 6 年 10 月 1 日（火）午後 5 時まで
参加に関する質問に対する回答	令和 6 年 10 月 8 日（火）まで
参加表明書の提出期限	令和 6 年 10 月 10 日（木）午後 5 時まで
企画提案に関する質問書の提出期限	参加表明書の提出後から 令和 6 年 10 月 18 日（金）午後 5 時まで
企画提案に関する質問書に対する回答	令和 6 年 10 月 22 日（火）まで
企画提案書の提出期限	令和 6 年 10 月 25 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査の実施	令和 6 年 10 月 31 日（木）
結果通知	令和 6 年 11 月 8 日（金）
契約締結	令和 6 年 11 月中旬

5 参加表明

(1) 実施要領等の公開

実施要領等は、令和 6 年 9 月 24 日（火）から、市公式ウェブサイトにおいて公開する。

(2) 参加に関する質問

本公募の参加に関して質問がある場合は、令和 6 年 9 月 25 日（水）から令和 6 年 10 月 1 日（火）午後 5 時までの間に参加に関する質問書（様式第 1 号）に必要事項を記載し、「13 担当連絡先」に記載の電子メールアドレス宛に送付することができる。なお、電話及び口頭等による質問は受け付けないものとする。

(3) 参加に関する質問への回答

参加に関する質問は、質問者に対し電子メールで回答するとともに、質問及び回答の内容を市公式ウェブサイトにて公表するものとする。この場合において、質問者名等は公開しない。

(4) 説明会の実施

市は、参加者の過半から求められる等、必要があると認めるときは、日時を指定して説明会を実施するものとする。この場合において、説明会でなされた質問及びその回答は前項と同様に取り扱うものとする。

(5) 参加表明書の提出

本公募に参加する者は、次の表に掲げる書類を次の表のとおり令和6年10月10日(木)午後5時までに中津川市役所環境水道部環境政策課(水道分室2階)へ持参又は郵送(必着)するものとする。

提出書類	様式	提出部数	備考
参加表明書	様式第2号	1部	各様式の注意事項を参照
業務実績調書	様式第3号	1部	
事業者等の概要 報告書	任意	1部	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。(同様の内容が把握できるものであれば会社案内等をもって報告書とすることができる。)

6 企画提案

(1) 企画提案に関する質問

本公募の企画提案書の提出に関して質問がある場合は、参加表明書の提出後から令和6年10月18日(金)午後5時までの間に企画提案に関する質問書(様式第4号)に必要事項を記載し、「13 担当連絡先」に記載の電子メールアドレス宛に送付することができる。なお、電話及び口頭等による質問は受け付けないものとする。

(2) 企画提案に関する質問への回答

企画提案書の提出に関する質問は、質問者に電子メールで回答する。ただし、当該質問の回答が企画提案書の提出一般に関して広く周知する必要があると市が判断した場合は、質問者名を伏せて当該質問への回答をすべての参加表明者に電子メールにて送付するものとする。

(3) 企画提案書の提出

企画提案を行う者は、次の表に掲げる書類を次の表のとおり令和6年10月25日(金)午後5時までに中津川市役所環境水道部環境政策課(水道分室2階)へ持参又は郵送(必着)するものとする。

提出書類	様式	提出部数	備考
企画提案申込書	様式第5号	1部	各様式の注意事項を参照
企画提案申込 書類一覧表	様式第6号	1部	
企画提案書	任意	10部	・別紙「企画提案テーマ」に定めるテーマについて記載すること。 ・A4版、両面印刷(白黒又はカラー)、10ページ(5枚)以内、下部中央にページ番号

			を付し、長辺の 1 ヶ所以上を綴じること。 A3 判を使用する場合は、片面印刷として片袖折りとするものとする。この場合において、A3 判は 2 ページ分とみなす。 ・企画提案書には表紙及び目次を付するものとする。なお、表紙及び目次はページ数の算定に含めない。
業務実施体制表	任意	10 部	業務を行ううえでの実施体制。管理責任者及び主担当者の主要業務経歴及び資格などを含むものとする。
業務工程計画	任意	10 部	業務を行ううえでのスケジュール。仕様書に記載された想定スケジュールを考慮するものとする。
見積書	任意	10 部	・代表者印を押印のうえ、宛先を「中津川市長」とすること。 ・見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。 ・業務の合計額とその年度内訳及び仕様書の記載に基づき具体的な積算内容が分かるように内訳書を添付すること。 ・上記 2 (5)「委託上限額」の各年度の上限額を超えた額を記載した場合は失格とする。

7 審査の実施

(1) 本公募参加資格の確認

市は、参加証明書の提出を行った者を対象に、参加資格の要件を確認する。なお、要件に疑義がある場合は、説明又は追加資料の提出を求めることがある。

(2) プレゼンテーション審査の実施

選考にあたり、プレゼンテーション審査を実施する。なお、企画提案書の提出を行った者（以下「提案者」という。）の数が 6 以上であった場合は、プレゼンテーション審査の対象をおおむね 5 以内の提案に限定する場合がある。この場合において、審査基準、書類選考の結果及び日程等の変更については、別途通知するものとする。なお、提案者が 1 社であった場合においても、プレゼンテーション審査は実施するものとする。

(3) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、原則として提出された企画提案書等に基づいたものとし、市か

ら特に求められた場合を除き、追加資料の配布は認めない。また、その方法は提案者の任意とし、電子機器を使用する場合は、市が別途用意をするプロジェクター及びスクリーンを除いて、提案者において用意するものとする。

8 審査及び選定

(1) 審査委員会

市は、契約の候補者を選定するため、「第四次中津川市環境基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定方法

選定委員会は、下記に定める「審査基準」に基づき企画提案の内容を評価するものとする。その結果、評価の合計点が最も高い提案者を契約の候補者とし、第2位の者を次点の候補者として選定する。この場合において、合計点が同点となった場合は、選定委員会が候補者を決する。

(3) 審査基準

ア 企画提案に対する審査項目及び審査内容は、次のとおりとする。

区分	審査項目	視点	配点
事業者経歴等	業務実績	過去5年間の環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、その他環境関連の計画等の策定実績。	5
	人数、実務経験年数、機動性	担当編成上の人数、業務担当責任者の実務経験年数。	5
	業務担当責任者、主任担当者の業務経験	業務担当責任者及び主任担当者の環境基本計画（地球温暖化対策実行計画(区域施策編)）策定業務実績。	5
業務実施計画等	業務理解度	本市の特徴・特色、基本構想・基本計画、これまでの環境施策などを十分に理解し、それを反映した内容になっているか。	10
	業務の実施方法	2050年までの中長期的な視点をもって提案できているか。脱炭素社会に向けたシナリオ作りについてプロセスが分かりやすくかつ効果的な手法が提案できているか。	20
	独自性	業務実績やノウハウを活かした独自性のある提案、又は仕様書の定めのない追加の独自提案があり、かつ本業務実施にあたり有益なものか。	20
	工程計画	スケジュール全体のバランスや、時間をかけるべき作業に十分な期間が充てられているか。	10
	提案	提案の分かりやすさは十分か。図やイラスト等を	10

		用いて視覚的に表現されているか。全体構成がきちんと整理され、簡潔にまとめられているか。	
	取組意欲	提案内容に積極性が感じられるか。全体的に本業務に携わろうとする意思が感じられるか。	5
	見積金額	見積金額の最も低かった参加者に満点を付する。その他の参加者は次の計算により算出する。「最低見積金額／提案見積金額×10」（小数点以下四捨五入）	10
		合計	100
20点満点の項目：特に優れている 20～17、優れている 16～13、普通 12 10点満点の項目：特に優れている 10～9、優れている 8～7、普通 6 5点満点の項目：特に優れている 5、優れている 4、普通 3			

イ 選定委員会の採点の合計が総合計点の 6 割に満たない提案をした者は、評価の合計点が最も高い場合であっても契約の候補者とししないものとする。

(4) 審査結果

審査結果は、令和 6 年 11 月 8 日（金）までに、すべての提案者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知するものとする。なお、審査結果等についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

- (1) 審査結果の通知後、速やかに契約の候補者と業務の委託契約の締結について交渉を行うものとする。原則として企画提案書に記載された事項を基に仕様を定めるものとし、具体的な内容については、協議調整のうえ、決定する。
- (2) 契約の候補者との業務の委託契約締結がやむを得ない理由により不調となった場合は、次点の候補者と前号の例により業務の委託契約の締結を行う。この場合において、業務の受託準備のために要した費用は保証しない。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類の追加、修正および再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、審査等において必要な場合は複写をすることがある。
- (4) 提出された書類は、契約の候補者の選定にのみ使用するものとし、公表しない。

11 無効事項等

- (1) 提出書類が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

- イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (2) 本公募への参加を申し込んだ者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ 他の参加申込者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - エ 上記「3 参加資格」を満たさない事由が生じた場合
 - オ その他、中津川市が指示した事項に違反又は従わなかった場合

1.2 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、本公募に参加した者の負担とする。
- (2) 本公募への参加を申し込んだ後、参加を辞退する場合は令和6年10月24日(木)までに参加辞退届(様式第7号)を提出しなければならない。

1.3 担当連絡先(事務局)

中津川市環境水道部環境政策課(中津川市役所水道分室2階)

担当: 三尾

住所: 〒508-8501

岐阜県中津川市かやの木町2番1号

中津川市役所

電話番号: 0573-66-1111(内線541)

FAX: 0573-65-7626

E-mail: kankyo@city.nakatsugawa.lg.jp